

こども医療費受給者証について

※申請に必要なもの



- ①こども医療費助成金受給資格認定申請書
- ②印鑑
- ③通帳の写し（保護者名義の通帳）
- ④保険証の写し（お子様の保険証）
- ⑤前年度の所得証明書（転入してきた方）

【1】助成対象者

対象年齢	受診区分	対象資格	給付方法
出生から 中学卒業まで	通院 及び 入院	本人の住民票が 伊是名村にある	現物給付 (対応していない医療機関は 自動償還払い、償還払い)
中学卒業後 18歳到達 年度末まで	通院 及び 入院	本人の住民票が 伊是名村にある (若しくは保護者の住民票が 伊是名村にある)	自動償還、償還払い (現物給付なし)

※上記、こどもの保護者（健康保険加入者）

【2】助成期間：中学卒業まで：出生、または転入した日から転出日まで

中学卒業後：18歳到達年度末まで（3月31日まで）

または親の住民票の転出日まで

【3】変更届け：住所、保険証、振込先口座、受給資格者が変わったとき

【4】支払い方法：現物給付→保険適応分は窓口での支払いはなし

保険適用外は自己負担となりますので、窓口で現金での支払い

自動償還→一旦窓口で支払いをし、後日2～3ヶ月後に口座へ振込

（保険適用外は該当なし）

償還払い→一旦窓口で支払いをし、領収書と印鑑を保健センターへ持参し、
申請書を記入後、2～3カ月後に口座へ振込

（保険適用外は該当なし）



※領収書の期限は、医療を受けた日の翌月から起算して2年以内

【5】振込日：毎月25日 ※25日が土日祝日にあたる場合は前日に振込

※転出等、受給資格がなくなる場合は受給者証を保健センターへ返却して下さい

病院を受診する時は、受給者証を必ず毎回提示してください。



問い合わせ：保健センター

TEL：45-2137

伊是名村こども医療費助成事業について

平成 30 年 10 月 1 日診療分より
「窓口無料化」(現物給付)が加わります

今までは……

【現物給付】窓口負担なし

医療費(保険適用分)を窓口で支払わず
その場で助成を受ける

窓口負担無料

【自動償還】窓口負担あり

医療費(保険適用分)を窓口で支払い
約 2~3 カ月後に助成を受ける

一旦窓口支払

→

口座振込

【償還払い】窓口負担あり

医療費(保険適用分)を窓口で支払い
領収書をもってきて申請後
約 2~3 カ月後に助成を受ける

一旦窓口支払

→

申請

→

口座振込

現行

対象者

給付方法

通院
及び
入院

15 歳到達
年度末まで

自動償還

平成 30 年
10 月より

対象者

給付方法

通院
及び
入院

18 歳到達
年度末まで

現物給付
(中学卒業後
は自動償還)

県では、こどもたちの病気の早期発見、早期治療のために、通院：小学校入学前まで、入院：中学卒業までのこどもの医療費(保険診療に限る)の無料化を図っています。伊是名村では、18 歳到達年度末までの通院、入院に掛かるこどもの医療費(保険診療に限る)の無料化を行います。今までは自動償還払いでしたが、新たに現物給付がスタートします。

こども医療費助成に掛かる注意点がありますので、必ず下記をご確認下さい。

助成の対象となるもの

- ・ 保険医療による医療費の自己負担分
- ・ 入院時の食事負担金

助成の対象とならないもの

- ・ 保険外診療分(健康診断、予防接種、診断書料、おむつ代、薬等の容器代、入院時の差額ベッド代等)
- ・ 高額療養費・附加給付金等の適用分
- ・ 学校等での負傷疾病など、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる場合
- ・ 母子及び父子家庭等医療助成、生活保護等、国の公費医療制度を受けている方

現物給付の対応の医療機関

- ・ 伊是名村役場ホームページにてお知らせしています。(平成 30 年 10 月より)
- ・ 対応していない医療機関がある場合は、これまで通りの方法での助成となります。
確認してから受診するようにしましょう。

入院時や医療費が高額になるとき

- ・ ご加入の健康保険から「限度額適用認定証」の手続をし、医療機関の窓口提示して下さい。
提示がない場合は、現物給付、自動償還による助成が受けられない場合もあります。

※安易な診療受診は控えましょう。受診に悩んだら「#8000」(小児救急電話相談窓口)へ連絡を。
休日、夜間の急なこどもの病気にどう対応するか迷った時に、看護師・医師から適切な対処方法をアドバイスします。